

# 社会保険労務士法人

## OCHI OFFICE 事務所便り 2018年7月号



- ニュース
- 送検
- 実務に役立つ Q&A
- 今月の実務チェックポイント
- ニュース②

### ◆ ニュース

#### 定年再雇用後の賃下げ容認 最高裁が労契法 20 条で初判断

最高裁は、「期間雇用であることを理由とする差別」（労契法 20 条）に関して、2 つの注目すべき判決を下しました。「個々の賃金項目の相違の不合理性を判断する際、その趣旨を個別にみる必要がある」という枠組みが示されています。

長澤運輸事件は、運転者が定年後再雇用により有期の嘱託社員となり、年収が 20~24%低下したのを不服として提訴したものです。

1 審は労働者側勝訴、2 審は会社側勝訴でしたが、最高裁は再雇用による賃金ダウンを容認（精勤手当等除く）する立場を採りました。有期・無期間の労働条件の相違の不合理性を判断するポイントは、「職務の内容」「人材活用の仕組み」に限定されず、定年後再雇用は「その他の事情」として考慮すべきとしています。

ハマキョウレックス事件は、有期・無期間の手当の差異が論点ですが、最高裁は 2 審が認めた手当に加え、皆勤手当の不支給も不合理と認めました。

#### <連絡先>

#### 社会保険労務士法人 OCHI OFFICE

足利オフィス：栃木県足利市葉鹿町 1-28-32

電話：0284-64-1522 FAX：0284-64-0245

太田オフィス：群馬県太田市東別所町 88-6

電話：0276-57-6623 FAX：0276-57-6624

OCHIOFFICE 検索

越智法務行政書士事務所 検索



## ◆送検

### 助手席ドライバーへ賃金未払い 「横乗り」中は労働時間 橋本労基署

和歌山・橋本労働基準監督署は、労基法 37 条（時間外等の割増賃金）違反の容疑で、運輸業者と代表取締役を和歌山地検に書類送検しました。ドライバー 1 人が行った時間外・深夜労働に対して割増賃金 1 万 3126 円を支払わなかった疑い。

運転者の横に乗車していた時間（助手席での待機時間）が労働時間にあたるか否かで労使の見解が分かれ、トラブルとなっていました。

労働者の相談に基づき捜査を行った同労基署は、「横乗り時間は労働時間に該当する」として、司法処分を行ったものです。

## ◆実務に役立つ Q & A

### 保険料が掛捨てに？ 短期滞在の外国人技能実習生



外国人技能実習生も厚生年金に加入が必要と聞きますが、多くは短期の滞在と思います。保険料の掛捨てにならないでしょうか。



外国人技能実習生が社会保険の適用事業所で働くときは、健保・厚年の被保険者となります。ちなみに、入国後、団体監理型の講習を受講している間（事業主と雇用関係が発生する前）は、国民健康保険・国民年金に加入します。

老齢年金は受給資格の取得に最低 10 年を要するので、短期滞在の外国人被保険者向けに「脱退一時金」の制度が設けられています。被保険者期間が 6 カ月以上ある外国人が出国後 2 年以内に請求することで、滞在中の標準報酬月額の前平均額に一定の支給率を乗じた額を、一時金で受け取ることができます（厚年法附則 29 条）。

ただし、国によっては社会保障協定により二重加入を調整する規定が設けられていて、日本での加入を要しないケースもあるので、事前に確認することが重要です。



## ◆ 今月の実務チェックポイント

### 社会保険の算定基礎届の提出

算定基礎届提出の時期になりました。健康保険・厚生年金保険の被保険者および70歳以上被用者の賃金について、7月1日現在使用している全ての被保険者および70歳以上被用者の方が対象です。

ただし、以下1~3のいずれかに該当する方は対象外です。

1. 6月1日以降に資格取得した方  
(資格取得時決定により、翌年8月までの標準報酬月額が決定されているため)
2. 6月30日以前に退職した方  
(7月1日現在在籍していないため)
3. 7月改定で月額変更届を提出する方  
(7月~9月に月額変更届を提出する場合は月額変更届が優先されるため)

※算定基礎届提出後に8月および9月に月額変更が生じた場合には、月額変更届が優先されるため、別途「月額変更届」の提出が必要となります。

#### ● 提出時期について

提出は、原則として7月1日~7月10日まで

4~6月の報酬月額を平均(算定基礎届)			7/10までに提出		9月に改定 保険料を翌月控除の場合は 10月支払給与分から控除する				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	~	8月
報酬 月額	報酬 月額	報酬 月額			新しい標準報酬月額(翌年8月まで)				

※4月~6月の報酬月額とは、実際に支払った月です。

<例>

I. 月末締め翌月10日給与支払いの場合  
4/10支払(3月分)、5/10支払(4月分)、6/10支払(5月分)

II. 15日締め当月25日給与支払いの場合  
4/25支払(4月分)、5/25支払(5月分)、6/25支払(6月分)

#### 注意!

4月~6月の3カ月間の支払基礎日数が17日(平成28年の法改正で社会保険の適用が拡大された短時間労働者は11日)以上あること  
17日未満の月がある場合は、その月は対象から除外して平均を算定します。

#### ● 9月改定

9月分の社会保険料から改定されます。

実際に控除するのはいつから?

決定された新しい標準報酬月額による9月分の保険料は、「翌月控除」の場合は10月の支払給与から、「当月控除」の場合は9月の支払給与から、控除します。(9月分の保険料を何月の支払給与から控除するかで変わります。)

## ●パート(短時間就労者)算定について

パート(短時間就労者)は、支払基礎日数が17日以上の場合と同様の算出方法ですが、いずれの月も17日未満の場合は、支払基礎が15日以上を月を対象に算定します。

<例>

- I. 支払基礎日数17日以上が1カ月でもある場合  
4月支払 15日  
5月支払 17日  
6月支払 15日  
この場合は、5月分の報酬のみで決定します。
- II. 支払基礎日数が3カ月とも15日以上17日未満の場合  
4月支払 15日  
5月支払 16日  
6月支払 15日  
この場合は、15日以上月の報酬で決定します。(4~6月分を3で割る)
- III. 支払基礎日数が15日以上17日未満=2カ月、15日未満=1カ月の場合  
4月支払 12日  
5月支払 16日  
6月支払 15日  
この場合は、15日以上月の報酬で決定します。(5~6月分を2で割る)
- IV. 支払基礎日数が3カ月とも15日未満の場合  
全ての月が15日未満の場合は、従前の標準報酬月額となります。

## ◆ ニュース②

### 勤務間インターバルで目標数値 過労死防止大綱改正案

厚生労働省は、過労死等防止対策大綱の改定案を明らかにしました。現行大綱が閣議決定された2015年7月以降、専門家・当事者家族・労使等で構成する協議会での議論が進む一方で、過労死事案が後を絶たないことから新たな大綱を策定するとしています。

過労死防止対策の数値目標として、企業での導入割合が1.4%にとどまっている勤務間インターバル制度に関する内容(2020年までに導入率10%等を想定)を新設します。仕事上の悩み・ストレスについて相談先がある労働者割合や、ストレスチェックの集団分析結果を活用する事業場割合に関する目標値も加える方針です。

一方で、「全国過労死を考える家族の会」は、過労死等労災認定基準の改定に関する意見書を厚生労働省に提出しました。

過労に起因する脳・心疾患認定基準(平成13年12月)と同精神障害認定基準(同23年12月)は、過労死防止法制定以前に整備されたため、今後の裁判例の蓄積や調査・研究の進展を反映させる必要があるとしています。

